

自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人夫婦及び成人の子（長女）について、平成23年3月から同年12月までの避難費用、生活費増加費用及び精神的損害が賠償され、原発事故当時、同じく自主的避難等対象区域（同市）に所在するグループホームに入居しており避難した被相続人（申立人夫婦が相続）についても、上記期間における同様の損害が賠償されるとともに、身体障害等級1級及び要介護2の認定を受け、要介護状態での避難生活を強いられたことを考慮して、精神的損害の増額分として10万円が賠償され、また、原発事故発生当時は福島県外に居住していたものの、郡山市の実家の家業を継ぐため平成23年3月に同市に転入する予定であった申立人子（成人、長男）について、他の家族同様、郡山市で暮らすことができず避難生活を送らざるを得なかったことを考慮して、平成23年3月から同年12月までの精神的損害が賠償されるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、申立人X2、申立人X3及び申立人X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、別紙記載の和解金合計224万5080円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が、申立人らに対し、前項の金員のうち48万円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 表明及び保証

申立人X1及び申立人X2は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

ア 被相続人Aが平成27年2月○日に死亡し、申立人X1及び申立人X2が、被相続人Aの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。

イ 申立人X1及び申立人X2の知る限り、申立人X1及び申立人X2が、被相続人Aの全相続人であること。

6 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年1月24日

（仲介委員 松井 良憲）

損害項目		対象期間	和解金
X 1、X 2、X 3、X 4			
避難費用	交通費	平成 23 年 3 月 11 日から 同年 12 月 31 日まで	16,000 円
	宿泊費		241,000 円
	帰還費用	平成 25 年 3 月 1 日から 同月 31 日まで	16,000 円
生活費 増加費用	住居費	平成 23 年 3 月 11 日から 同年 12 月 31 日まで	834,080 円
	家財道具 購入費用		150,000 円
	一時帰宅費用		288,000 円
精神的損害 (中間指針第五次追補分を含む)			400,000 円
亡 A			
精神的損害 生活費増加費用 移動費用 (中間指針第五次追補分を含む)		平成 23 年 3 月 11 日から 同年 12 月 31 日まで	200,000 円
精神的損害 (障害・要介護による増額分)			100,000 円
和解金 合計			2,245,080 円